

## 令和3年度 企業主導型保育事業の指導・監査に係る専門的財務監査業務委託実施要領

公益財団法人 児童育成協会(以下「協会」という。)において実施する企業主導型保育事業の指導・監査業務に係る専門的財務監査業務を委託により実施することとし、下記の通り募集します。

記

### 1. 業務の概要

#### (1) 業務名

企業主導型保育事業の指導・監査業務に係る専門的財務監査業務

#### (2) 委託業務の内容

別添「令和3年度企業主導型保育事業の指導・監査業務に係る専門的財務監査業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 予定契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

※令和3年(契約締結日)から令和6年3月末までの3か年を基本(ただし、国の財政事情、事業の実施状況等によりこれを必ず保証するものではない。)とする。

#### (4) 担当部課及び書類提出先等

公益財団法人児童育成協会 指導監査部

所在地 〒102-0081 東京都千代田区四番町2-12 四番町THビル3階

電話 0570-550-819 Fax 03-5766-3803

E-mail koubo-uketuke@kodomon-shiro.jp

担当 近藤・谷口

#### (5) 日程(予定)

令和3年4月19日(月)～5月6日(木)	募集要領、仕様書の配布
令和3年4月19日(月)～4月23日(金) 17:00	質問受付期間
令和3年4月26日(月)	質問への回答
令和3年5月6日(月) 17:00	企画提案書等提出締め切り日時(必着)
令和3年5月中旬	プレゼンテーション
令和3年5月下旬	委託契約者の決定・公表
令和3年5月下旬	契約締結

### 2. 参加資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 破産手続開始の決定を受けていない者であること。(復権を得ている者を除く)
- (2) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。なお、企画書の提出時に、保険料納付に係る申立書(様式1)を提出するものとする。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げられていない者であること。なお、企画書の提出時に、暴力団等に該当しない旨、誓約書(様式2)を提出すること。
- (4) 内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)の一般競争参加資格の認定を受けていること。
- (5) 内閣府から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。なお、財務諸表及び納税証明書(発

行後 3 ヶ月以内のもの)を各 1 部提出すること。

- (7) 応募者又は応募者の関連機関が、企業主導型保育事業又は企業主導型保育施設に対するコンサルティング業務その他企業主導型保育施設に対する適正な指導・監査の実施に支障をきたすおそれがある業務を実施する場合には、当該者及び機関にそれらの施設に対する指導・監査を行わせない。ここでいう関連機関とは、100%同一の資本に属するグループ企業又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)第8条に規定する親会社、子会社及び関連会社並びに応募者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等を指す。
- (8) 過去 1 年以内に国・地方公共団体もしくは国から受託を受けた団体より、助成金・補助金に関する類似業務を受託している実績があること。

### 3. 仕様書等の配布

本業務に関する資料及び参加するために必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 必要書類等(③・⑤)については現時点での「案」であるため、内容を変更する可能性あり。)
- ① 令和 3 年度 企業主導型保育事業の指導・監査業務に係る専門的財務監査業務委託実施要領
  - ② 令和 3 年度 企業主導型保育事業の指導・監査業務に係る専門的財務監査業務委託仕様書
  - ③ 専門的財務監査基準(案)(別紙 1)
  - ④ 企業主導型保育事業点検・評価委員会(第 10 回)で提示された専門的財務監査に関する課題について(別紙 2)
  - ⑤ 専門的財務監査結果一覧表(案)(別紙 3)
  - ⑥ 企画提案書作成要領(別紙 4)
  - ⑦ 企画評価点の評価基準及び配点(別紙 5)
  - ⑧ (参考資料)都道府県別施設数(別紙 6)
  - ⑨ 保険料納付に係る申立書(様式 1)
  - ⑩ 誓約書(様式 2)
  - ⑪ 類似業務実績報告書(様式 3)
  - ⑫ 所要額提案書(様式 4)
  - ⑬ 企画提案書(様式 5)  
※表紙は様式 5 を使用。表紙以降は A4 判カラー 様式制限なし、60 枚程度。  
※企画提案書は、企画提案書作成要領(別紙 4)を参照のうえ作成のこと。
  - ⑭ 財務諸表及び納税証明書(発行後 3 ヶ月以内のもの)

#### (2) 提出方法

上記(1)⑨～⑭を締め切り日時までに 1.(4)に記載の住所宛に「企業主導型保育事業指導・監査業務(専門的財務監査)委託各種資料(事業者名)」と記し郵送(必着)または持参すること。

なお、郵送または持参以外での提出は受け付けない。

#### (3) 提出媒体

表紙及び盤面に「企業主導型保育事業指導・監査業務(専門的財務監査)委託各種資料(事業者名)」と記し、印刷した書類6部と CD-ROM に記録した PDF 書類 1 部。

### 4. 質問及び回答方法

#### (1) 質問方法

質問がある場合は、質問の要旨を完結に記入し、1.(4)に記載の E-mail アドレス宛にメールで送信すること。メー

ルのタイトルは「企業主導型保育事業の指導・監査業務に係る専門的財務監査 質問書(事業者名)」とする。電子メール以外での質問は受け付けない。

(2) 回答方法

質問者には随時回答するとともに、企画提案を提出する上で広く周知した方が良い、と判断されるものは、質問者の名前を伏せて当協会ホームページで公表する。

5. プレゼンテーションの実施

(1) 企画提案書を提出した者については、選定にあたってプレゼンテーションを実施する。

(2) プレゼンテーションは 3.で提出された企画提案書により行うこととする。プレゼンテーションは、提出された資料以外を使用することはできない。

(3) プレゼンテーション日時、場所、方法については企画提案書等提出締め切り日以降に、別途連絡を行うこととする。

6. 委託契約者の選定方法

(1) 審査方法

審査は、3 に示した各種書類及び 5 に示したプレゼンテーションにより行うこととし、別紙 5 に定める評価基準および所要額提案書により提示された所要額により総合的に検討する。ただし、審査の内容如何によってはいずれも採用しないこともある。

(2) 委託契約者の選定について

原則(1)に示した審査方法によって選定された事業者を委託契約者とする。なお、今回の公募については 1 事業者のみを選定すると、2.(7)に該当する可能性が高いことから、複数の委託契約者を採用することを想定して行うものであることを申し添える。

(3) 審査結果の通知

審査結果については速やかに参加者全員に対し通知するとともに、委託契約者の名称等を協会ホームページに掲載する。

7. 契約の相手方について

(1) 本業務の委託は、選定した委託契約者と企画提案書を基に細部について協会と協議のうえ、契約を締結することとする。契約の際には協会と事業者との間で、委託契約の内容について必要な調整を図ることがある。なお、企画提案に当たっての虚偽記載及び申告など、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

(2) 契約書の作成にあたり必要な経費は全て受託者の負担とする。

8. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の再委託の禁止

受託者は受託者が行う本委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、受託事業者の責任において、協会と協議のうえ、協会が了承した場合のみ、業務の一部を再委託することは可能であるが、その場合においても受託事業者の責任において実施すること。また、監査対象との間で、利益相反が生じないよう受託事業者は徹底すること。

(2) 提出書類の取扱い

① 提出された書類は返却しない。

- ② 提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、協会から指示があった場合は除く。
- ③ 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- ④ 提出された書類は、本委託候補者選定以外の目的では使用しない。
- ⑤ 提出のあった書類は、審査作業において必要な範囲で複製する場合がある。